

免許取得促進助成金交付要綱

(平成 29 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員事業者(以下「会員」という。)が、会員の従業員に対し、道路交通法で規定される大型自動車免許、中型自動車免許等を取得させることに要した費用の一部を県ト協が助成することにより、従業員の資質の向上を図り、労働力の確保及び労働災害事故防止対策を目指し、もって安定した輸送サービスの提供に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要綱において、以下に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

大型自動車免許(1 種)、大型特殊自動車免許、中型自動車免許、**準中型自動車免許、普通自動車免許**、けん引自動車免許(以下「免許等」という。)とは、道路交通法第 84 条及び第 85 条に定める運転免許をいう。

(助成対象者及び免許取得対象者)

第 3 条 助成対象者は、会員とする。

2 免許取得対象者は、会員が常用で雇用している従業員(日々雇いいれられている者、2 月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。))及び役員で、社会保険加入者(加入予定者を含む。)とする。

3 免許取得対象者は、県内に住所の記載のある免許証を所持していること。ただし、免許証の住所地が県外であっても、県内事業所に勤務している場合はこの限りではない。(この場合、当該事業所の在籍証明書を添付する。)

4 ドライバーが個人で免許取得費用を支払った場合は、助成対象としない。

5 国から助成金が交付されている場合は、助成対象としない。

(助成額)

第 4 条 助成金の交付額は、免許の取得に要した費用(教習料、教本・テキスト代、その他手数料)で、別表記載の金額とする。

2 **準中型自動車免許取得に対する特例(全日本トラック協会助成)**

(1) 下記のすべての要件を満たす場合、別表にある全ト協助成金を当該会員に別途助成する。

但し、県ト協と全ト協の助成額の合計が、免許取得費用を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。また、国から助成金が交付されている場合、ドライバーが個人で免許取得費用を支払った場合は、助成金を交付しない。

なお、予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

① 平成 28 年 10 月 1 日以降に運転手として採用されたもの。

② 当該運転者は、平成元年 6 月 2 日以降の生まれであること。

- ③ 当該運転者が、平成 29 年 3 月 12 日以降に、自動車教習所等を活用して当該自動車免許を取得し、その費用の全額を会員が負担していること。
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業者^{（注）}に在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤ 本助成は、1 会員ごとに上限を 10 万円とする。
- ⑥ 全ト協と県ト協の助成金の合計が、会員の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

(2) 本措置に係る申請について

上記(1)のすべての要件に合致した場合は、別に定める申請書に当該運転者の在籍確認のできる指定資料を添えて県ト協に提出する。

(免許の取得の事前申請と取得時期)

第 5 条 会員は、従業員に免許を取得させる場合は、平成 30 年 1 月 31 日までに「免許取得促進助成申込書」（以下「申込書」という。）を予め県ト協会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 県ト協は、前項の申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、予算範囲のなかで承認した場合はその旨を会員に通知する。

3 助成金の対象となる免許は、平成 30 年 2 月末日までに取得を完了しなければならない。

(助成金の申請)

第 6 条 会員は従業員が免許を取得したときは、免許取得促進助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)により添付書類とともに、県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、最終申請期限は、平成 30 年 3 月 5 日とする。

(助成金の交付)

第 7 条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請会員へ第 4 条に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第 8 条 申請時において、協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員には助成を行わない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第 9 条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第 10 条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

3 県ト協から免許取得費用の一部の助成を受けた従業員が退職した場合で、当該助成金の返還を受けたときは、速やかに県ト協に返納しなければならない。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

【別 表】

助成額一覧表

(単位：円)

取得予定免許	現在所有している免許	県ト協 助成額	全ト協 助成額
普通自動車免許	なし	100,000	
準中型自動車免許	なし	100,000	40,000
準中型自動車免許	普通自動車免許(H29.3.12以降)	30,000	40,000
準中型自動車免許限定解除	準中型自動車免許	10,000	25,000
中型自動車免許(8トン限定解除)	中型自動車(8トン限定)免許	50,000	
中型自動車免許	普通自動車免許	100,000	
	準中型自動車免許	100,000	
	大型特殊自動車免許	150,000	
大型自動車免許(1種)	普通自動車免許	200,000	
	準中型自動車免許	110,000	
	中型自動車免許	110,000	
	中型自動車(8トン限定)免許	150,000	
大型特殊自動車免許	普通・準中型・中型 大型自動車免許	40,000	
けん引自動車免許	普通・準中型・中型 大型自動車免許	70,000	

※全ト協の助成金につきましては、若年運転者(年齢・採用年月等の条件あり)を対象としています。